

テレワーク中の審査官との電話連絡

2021年4月1日より、テレワーク中の審査官に対して電話連絡ができる手段を整備しました。これにより、ユーザーの皆様へテレワーク中の審査官から折り返しの電話が可能となっております。

今後も、皆様との円滑なコミュニケーションを推進してまいります。



手順 1

ユーザーの皆様は、従来通り、拒絶理由通知書等に記載の連絡先までお電話ください。登庁中の職員が対応いたします。担当審査官がテレワーク中の場合、電話口にて下記事項を確認させていただきます。

- 氏名
- 組織名
- 着信可能な電話番号
- 用件
- 関連する案件の出願番号

登庁中の職員から担当審査官へ連絡

手順 2

テレワーク中の担当審査官からユーザーの方に折り返し電話連絡いたします。

※ 発信専用ダイヤルのため、ユーザーの方から担当審査官に直接電話することはできません。通話後に再度連絡を取りたい場合、上記手順1にお戻りください。

審査官とのコミュニケーション概要

Q1. 審査官とのコミュニケーションが可能な期間は？

商標登録出願等の審査に関し、出願から査定までの期間に行うことが可能です。

Q2. コミュニケーション手段は？

1. 電話
テレワーク中の審査官との電話連絡は左記をご参照ください。
2. 電子メール
拒絶理由通知に記載のPAから始まる電子メールアドレスあてに、出願人(代理人)名、出願番号(西暦+6桁の数字)、電話番号を記載して送信してください。
3. 面接(特許庁庁舎)／オンライン面接(インターネット回線)
オンライン面接では、ユーザーの皆様が自身のパソコン等を利用して審査官とコミュニケーションを図ることができます。

Q3. どんな内容について相談できるの？

- 例
- ① 指定商品・役務の補正に関するもの
 - ② 商品の品質又は役務の質の誤認解消に関するもの
 - ③ 先願登録商標との抵触回避に関するもの
 - ④ 審査官の対応可能な日時

充実したコミュニケーションが行えるよう、意見書・補正書の提出期限までに十分な余裕をもってご連絡ください。

なお、面接ガイドラインに記載の不適切な事例に該当する等、面接・応対の趣旨を逸脱するおそれがあると判断し、コミュニケーションを行わない又は中止する場合があります。具体的な手続は、面接ガイドラインをご覧ください。



[面接ガイドライン](#)
【商標審査編】

お問い合わせ先

特許庁審査業務部商標課
TEL:03-3581-1101 内線 2811

DX時代における

商標審査官との コミュニケーション

